

事業者

③設置完了（通知日
から原則3箇月）※

⑧支払い

申込者

⑦融資の
実施

⑥金融機関との
手続き

④設置完了
報告書の提出

②金融機関の
審査結果通知

①融資の
申し込み

金融機関

⑤設置完了の
審査

京都府府民環境部脱炭素社会推進課

※導入予定設備の納期遅れ等により、通知後3箇月以内の設置完了が困難となった場合または、導入予定設備を変更しようとする場合は、取扱金融機関または脱炭素社会推進課（075-414-4298）へご確認ください。